

各部・課長あて

市 長

令和3年度（2021年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

9月の内閣府の月例経済報告では、『景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。』としている。

例年より1カ月ほど遅い令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、半分程度に削減したページ数のほとんどを新型コロナウイルス感染症への対応に費やし、従前の取組については「前年度の基本方針の内容を継続する」との記載に留めている。また、国の概算要求についても、7月21日の財務大臣発言要旨のなかで「来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実である。」とし、要求期限を9月末へと1カ月先延ばししている状況である。

本市の財政状況

本市における財政状況は、令和元年度決算において、財政の健全性の判断基準である実質公債費比率で5.2%、将来負担比率で19.4%と、早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持しており、財政の弾力性を示す経常収支比率においても85.1%と、県下23市中で3番目に良好な値となった。

しかしながら、令和2年度においては、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷などから、歳入が下振れしていることに加え、歳出においても国からの臨時交付金による手当以上の対策費用を計上しており、一般会計の予算規模は7回の補正を経て500億円を超えるなど、まさに未曾有の状況を迎えている。

令和3年度予算編成基本方針

- ポストコロナに向け発展を続ける都市基盤と品格あるガーデンシティのまちづくり
- 新しい生活様式で進化するスマートウエルネスと一人ひとりが輝く教育・文化の推進
- 絆で守る安全・安心と誰もが生き生きと暮らすコミュニティづくり

予算編成に当たっての基本的な考え方

先に述べたように、国としても先行きの不透明感から、現時点で来年度に向けたスタートが1カ月程度遅れている状態となっているが、本市の予算編成事務は、財務会計システムの更新等も考慮し、例年よりも早めの動き出しとなることから、より正確に世の中の動きを把握するとともに、国・県等の動向について常に注視していく必要がある。

令和3年度当初予算は、「第5次三島市総合計画」のスタートの年度として、上記の基本方針にも掲げている「ガーデンシティみしま」「スマートウエルネスみしま」「コミュニティづくり」の3つの柱のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により過去に例を見ないような厳しい財政状況が想定される中、今やるべきこと、未来に向かってやるべきことについて、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、優先度を明確にする中で強力で押し進めていくものとする。

そのためには、「今までやっていた事業だから継続する」といった考え方は捨て、社会情勢を的確に捉え、真に市の持続的発展、市民等のニーズに応えるための事業に限定し、実施に取り組まれない。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として、次の事項に十分留意した予算編成を心がけること。

1 優先度の徹底

第5次総合計画実施計画において、事業の優先度が示される場所であるが、それ以外の事業についても優先度を明確にしておくこと。

市民の生命・財産を守る事業や、より効果が高い事業に対してヒト・モノ・カネを集中できるように、事業の廃止・凍結・縮小など大幅な見直しを図ること。

2 公共施設の適正な維持管理

令和元年度末に「公共施設保全計画」（個別施設計画）を公表したところであるが、財政状況を鑑み、施設の安全を確保したうえで先送り等についても検討すること。

3 働き方改革に沿った事業の見直し

事業の必要性について十分に検討し、真に必要と判断した事業についても、従前の手法で実施するのではなく、「スマート市役所」として、「行政運営のデジタルファースト」の取組を実践するなど、常に作業効率の向上を図ること。

4 経費節減の徹底

すべての事務事業には、市民の皆様から納めていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、効率化と合理化に努めるものとし、特に一般行政経費については、令和2年度当初予算に対して大幅に削減するとともに、義務的経費についても、真に必要とするものを十分精査した上で予算要求すること。

5 最新情報の収集

編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、予算編成途中で修正するため、動向を注視し、最新情報の収集を的確に行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症対策についての情報は、特に注意を払うこと。

6 特別会計・企業会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業性格を十分に発揮した適正な収入の確保と、よ

り一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則を順守すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すことから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ではあるが、現在までの推移を基に可能な限りの精度で予測を行い、極端に過大・過小な要求とならないよう留意すること。

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の創出に努めるとともに、クラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、積極的にあらゆる支援制度を模索し、特定財源の確保に取り組むこと。

2 国・県支出金

国・県の予算編成の動向、制度改正について最新の情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わない。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

施設の使用料等については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、稼働率の回復に努めること。

4 市債について

市債は、その償還が後年度の大きな財政負担となるとともに、財政健全化判断比率に影響を与えることから、その充当事業の投資効果について十分な検討を行い、慎重な対応に努めること。

歳出に関する留意事項

1 会計年度任用職員

業務棚卸等による事務の整理・改善を進める中、その必要性について明確な根拠のもと要求することとし、原則として増員は認めない。

勤務形態については、パート勤務を基本とし、フルタイム勤務は必要最小限とする。

なお、単に事務量の増加による新規要求及び課内経理事務補助要員の要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制する。

オンライン会議の活用など、新型コロナウイルス感染症対策と併せて旅費の抑制に努めること。

3 委託費

行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性を再度検討し、最小限の要求とすること。

4 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し、適正な支援となるよう努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響する

ため十分に精査すること。

5 投資的経費

今後、多額の市債発行や一般財源を要するファシリティマネジメント関連の事業が控えていることから、事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択した上で、優先度を付して要求すること。

なお、総合計画に掲載のない大規模修繕・改修は原則認めない。

6 補助金・負担金

すべての補助金・負担金について、真に必要となるもの以外は基本的に廃止又は一時凍結とすること。継続するものについても、金額の見直しを図ること。

また、市単独補助金については、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮し、年度を限定した縮小・中断などを検討すること。

その他

上記以外にも、予算編成事務説明会での配布資料等を熟読の上、予算の要求をすること。